

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名：新潟県

農業委員会名：佐渡市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月24日

任期満了年月日 令和8年7月23日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	24	24
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	37	37	10

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	4,647
農業経営体数	3,404

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	3,922
女性	1,539
40代以下	231

	経営体数(経営体)
認定農業者	845
基本構想水準到達者	329
認定新規就農者	8
農業参入法人	59
集落営農経営	32
特定農業団体	0
集落営農組織	32

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	8,380	1,430	—	—	9,810

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	9,810 ha	6,267 ha	63.9 %
課題	高齢化等による離農が進み、耕作維持の困難な農地が急増する中、認定農業者等による引き受けも限界に来ており、多様な経営体への集積・集約化が急がれる。		

② 目標

農地の集積の目標年度	12 年度	集積率	90.0 %
今年度の新規集積面積	589 ha	農地面積(C)	9,810 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	6,856 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	69.8 %

③ 実績

今年度の新規集積面積	95 ha	農地面積(F)	9,640 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	6,362 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	66.0 %
目標に対する達成状況(H)／(E)	94.5 %		

農業委員会の点検結果	農業者の高齢化の進行に伴い、一定程度を担ってきた農業者や法人の離農が見られ、集積が伸び悩む結果となった。後継者のいない農業者が、後継者のことを悩まずに営農を引き継いでいけるように集落や近隣の耕作者との話し合いを委員が促していく必要がある。
------------	---

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	34.4 ha	34.4 ha	0.0 ha
後継者不在等による離農や中山間地など悪条件な農地の荒廃化が進行している。特に担い手不足が深刻な山間では、中山間直接支払協定の集落での管理も困難な状況である			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	34.4 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	6.9 ha

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.0 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	—
-------------------------	---

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	15.9 ha
---------------------------	---------

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.9	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	12.5	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	策定していない
-------------------------	---------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	1.2	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和6年6月～8月		令和6年8月～10月	
1号遊休農地の面積	53.2	ha	うち緑区分の遊休農地	23.9 ha
			うち黄区分の遊休農地	29.3 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	—		—	

農業委員会の点検結果	深田や用水不足、古木更新等を理由に不耕作とするものについて、再開のための費用がかさむため、新たな耕作者が見つからずに荒廃が進んでいる。長期間の放置で更に耕作者が見つからなくなるため、地域計画に関する集落等の話し合い等を通じて地域に積極的に関与し、早期の段階で遊休状態を解消につなげる必要がある。
------------	---

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
		8	経営体	5	経営体	9
	22	ha	29	ha	36	ha
課題	農地の効率的利用を拡充し、新規参入を促進する必要がある。					

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	451	415	449	438
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	43.8		ha	

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	1.3	ha
公表URL	https://www.city.sado.niigata.jp/site/noui	
	(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)	2.9	%
(参考) 新規参入者の参入状況	参入経営体数	4 経営体
	取得農地面積	2.2 ha

農業委員会の点検結果	経営体数は前年を下回った成果となった。今後も担い手不足は続く見込まれるため、各関係機関との連携により、新規就農者の確保とともに、経営規模の維持拡大の支援を続ける必要がある。
------------	--

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	24 人
		農地利用最適化推進委員の人数	37 人

(2) 活動強化月間の設定

① 目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6月	遊休農地の解消	農地の利用状況調査と併せ、遊休農地の解消・発生防止を推進する。
7月	遊休農地の解消	農地パトロール強化月間として、遊休農地の解消・発生防止を推進する。
8月～	農地の集積	農地の利用意向調査の結果を踏まえ、利用調整を推進する。

② 実績

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月	遊休農地の解消	農地の利用状況調査と併せ、遊休農地の解消・発生防止を推進する。
7月	遊休農地の解消	農地の利用状況調査と併せ、遊休農地の解消・発生防止を推進する。
8月	農地の集積	農地の利用意向調査の結果を踏まえ、利用調整を推進した。

(3) 新規参入相談会への参加

① 目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	12月	相談会名	新規就農就業チャレンジフェア
参加者数	1名	開催場所	新潟市
相談会の内容	新規就農就業希望者等説明会		

② 実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	令和7年2月22日	相談会名	農林業新規就農・就業マッチングフェア
参加者数	2名	開催場所	県庁
相談会の内容	新規就農就業希望者等説明会		

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	23
目標に対して期待どおりの結果が得られた	20
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	18

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名：新潟県
 農業委員会名：佐渡市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農地部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農政振興部会			1		1		1		1				

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		111 件	うち許可	111 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日	処理期間(平均)	20 日
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	○	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任			
1年間の処理件数	37 件	うち許可相当	37 件	うち不許可相当	0 件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	21 日	処理期間(平均)	20 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	9,640 ha	0.5428 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	市内すべての農用地を対象とした農地パトロール(8月、11月) 農業委員会及び農地利用最適化推進委員による日常的な農地パトロール	
実 績	違反転用解消面積 0.114 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入